

平成28年2月5日  
法務省入国管理局  
厚生労働省職業安定局

「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

1. 現在、議論が行われている農業分野における外国人の受入れについては、別紙のとおり、整理・検討すべき論点及び懸念が多数存するところ、まずはこれらの点について具体的に議論を尽くすべきと考えている。  
なお、貴府によれば、「家事支援人材受入れスキームを法案化した際も、法案化時点では必ずしも細部の検討を経ていたものではない。」とあるが、家事支援人材の受入れに当たっては、「「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）に方針を盛り込む前から、貴府政策統括官（経済財政運営担当）が取りまとめとなり、受入機関の基準、外国人材の要件、提供するサービスの内容、報酬要件その他の事項について、関係省庁が累次に渡って検討を重ねた結果、法案提出に至ったものであり、貴府の御認識は事実誤認であることを申し添える。
2. 上記1. のとおり、整理・検討すべき論点及び懸念が多数存するところ、条文案についての検討を行う段階にない。

以上

(別紙)

平成28年2月5日  
法務省入国管理局  
厚生労働省職業安定局

## 農業支援人材の受入れに係る論点・懸念

### 1 受入れの是非に係る論点

農業分野において外国人の受入れを検討する前提として、以下の点について整理を尽くすことが必要である。

- (1) 外国人労働者受入れに係る基本政策の特例を設けて農業分野における受入れを行うことの必要性（他の労働力不足分野との差異・特殊性、特別な効果等）
- (2) 労働需給見通しに係る詳細な分析
- (3) 外国人の受入れが日本人を含めた新規就農者数に及ぼす影響
- (4) 外国人の受入れが日本人労働者の賃金等の労働条件や労働環境の改善に向けた動きに与える影響
- (5) 受け入れる外国人が実際に携わる具体的職種及び活動内容
- (6) 受入れを予定する地方公共団体における実際のニーズ

### 2 家事支援人材のスキームを参考とすることについての論点・懸念

上記1に掲げたとおり、受け入れる外国人が従事する具体的職種及び活動内容等について整理が尽くされていない段階において、家事支援人材のスキームをそのまま活用することの適否について判断することは困難であるが、仮に同スキームの内容に照らすと現時点で想定される懸念は以下のとおり。

- (1) 特定機関（受入企業）を通じた請負契約の形態  
家事支援人材のスキームでは、年間を通じたフルタイムでの雇用契約（週5日以上、年間217日以上かつ週30時間以上）が必要であると定めているが、
  - ① 請負契約形態は、請負業者の指揮命令下での労働に従事するもので、農家の指揮下での作業ができない。大潟村の提案は短期就労形態で農家の従業員として就労する形態を提案しているものと思われるため、提案内容をそのまま実現できるものではない。
  - ② 大潟村で年間を通じたフルタイムの雇用契約をカバーするだけの労働力ニーズがない場合も考えられる。
- (2) 日本人と同等額以上の報酬額、失踪防止の観点等

- ① 労働基準法を原則どおり適用すると、労働時間関係規定の適用除外による割増賃金の問題（労働基準法に準拠し、時間外割増賃金の支払いを求めている技能実習制度との比較で労働条件の低下に繋がるのではないかと指摘がされる懸念がある）についての検討が必要。
- ② 失踪防止や労働条件確保の観点から、地域の最低賃金ではなく、能力に応じた一定額以上の報酬額を算定する必要があるが、その結果受入企業の提供するサービスが高額となった場合の農家の利用ニーズを調査する必要。
- ③ 人権侵害の発生を防止する観点から、外国人が転職可能な受入機関の参入が複数見込まれているのか参入ニーズを調査する必要。

### （3）管理・監督体制

- ① 受入企業が法令違反等を起こさせないための管理・監督体制とするために、農林水産省が、受入企業の認定、個々の外国人の受入要件の審査を直接行うことについて、権限（なければ特区法へ盛り込むことが必要）、担当部署、体制等を検討することが必要。
- ② 送出国における送出機関と我が国における受入企業との間で適正に労働者の送出行を行うための管理・監督体制について検討する必要。
- ③ 現在国会に提出している外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律においては、実習管理者等によるパスポート等の保管に対する罰則や、新たな機構による検査権限等が設けられているところ、これらと同様の規定を法律において規定するか否かについて検討が必要。
- ④ 相当な賃金を支払うこととすれば就労期間途中での失踪防止には一定の効果があると考えられるが、その後の不法残留防止とは直結しないことから、帰国後の就労先の確保など十分な帰国担保措置が必要。